

2024年6月7日（金）
愛知県福祉局高齢福祉課
介護保険指導第一グループ
担当 山内、榊原
内線 3218、3219
ダイヤルイン 052-954-6289

介護老人保健施設の介護報酬（2024年4月サービス提供分） 請求に係る事務処理誤りについて

1 概要

介護保険施設等が行うサービスに対し支払われる介護報酬については、介護保険施設等から愛知県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対し、実施したサービス内容に基づき請求が行われ、支払いがされます。

また、支払いに当たっては、介護保険施設等から指定権者である県へ届けられた各種加算の情報と介護保険施設等からの請求内容が整合しているかの確認を行った上で支払うこととされており、県の持つ加算情報と、請求内容とが相違している場合には、国保連において返戻の手続きが取られ、支払いが行われなかったこととなります。

今回の手続きにおいて、県の事務手続きに以下の誤りがあり、県内の介護老人保健施設 10 か所の入所者の 2024 年 4 月サービス提供分に係る介護報酬の、ほぼ全額が返戻となり、介護報酬が支払われない事態となっていることが判明しました。

返戻となった 4 月サービス提供分に係る介護報酬については、一月遅れで再度請求することになるため、介護報酬の受取時期が一か月遅れることとなり、経営上の大きな支障につながりかねません。

このような事態が発生したことについて、介護老人保健施設を運営する事業者の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう再発防止を徹底してまいります。

※ 返戻とは、

今回の場合、県の持つ加算情報と請求明細書に相違があり、国保連から事業所への支払いが行われず請求が返却されたことを言う。

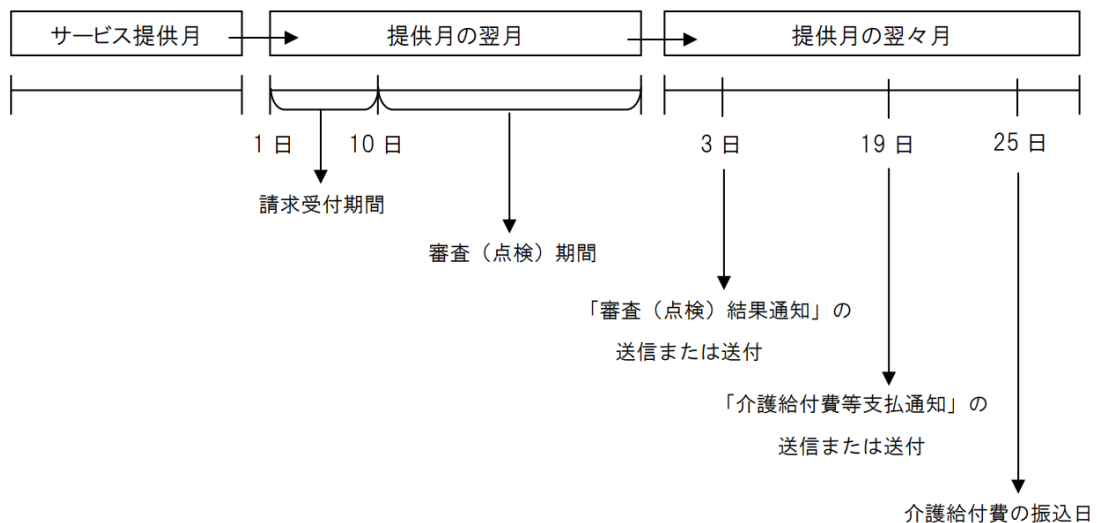
2 今回の経緯

年月日	概要
2024年 6月5日（水）	県内の介護老人保健施設から県高齢福祉課に「当施設の 2024 年 4 月のサービス提供分の報酬請求がすべて返戻になったがなぜか」との問い合わせあり。その後、同日中に県内 5 か所の介護老人保健施設から同様の問い合わせあり。
同日	上記の問い合わせに基づき、県において、施設からの加算届、国保連からのエラー情報、2024 年度介護報酬改定に係る国事務連絡等を確認したところ、県の事務処理誤りを原因として返戻となった介護老人保健施設が、問い合わせのあった施設を含め 10 施設あることが判明。
同日～6月6日 （木）まで	返戻となった介護老人保健施設 10 か所に電話により経緯の説明及び県の事務誤りにより返戻となったことを謝罪。

3 一般的な事務手続きの流れ（括弧内は、今回のケースにおける期日等）

- (1) 介護保険施設等は、加算を取得する場合、県に届出
（4月8日 期限）
- (2) 県は届出の内容を審査し、台帳（県）に登録し、台帳の内容を国保連に提供
（5月1日）
- (3) 国保連は（2）の情報により、台帳（国保連）を更新
- (4) 介護保険施設等は、サービス提供の翌月の10日（4月分については、5月10日）までに国保連に報酬請求
- (5) 国保連は（3）の台帳（国保連）の内容と、（4）の請求内容を突合し、
 - ・問題がなければ請求通り支払
 - ・不整合（エラー情報）があれば、当該部分について、国保連から県にどちらの情報か正しいかの確認を依頼（5月15日～17日）
 - ・その結果、請求が正しいことが確認されれば支払い、台帳（国保連）が正しく請求が誤っていることが確認されれば、当該請求について国保連から返戻を通知（6月4日頃）

請求から支払いまでの流れ



4 誤りの原因

- 2024年度の介護報酬改定により、介護老人保健施設において算定される2024年3月までの「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（以下、「旧加算」という。）」が、2024年4月以降は、新設された「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ（以下、「加算Ⅰ」という。）」と従前の加算と同様の加算要件である「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ（以下、「加算Ⅱ」という。）」に改定された。
- 国の2024年度報酬改定に係る事務連絡により、「加算Ⅱ」を算定する場合、2024年3月までの「旧加算」に係る届出がされている介護老人保健施設については、加

算Ⅱの届出があるものとみなされた。それを踏まえ、県の台帳データに「加算Ⅱ」を登録する必要があったが、みなし規定があることを見落とし、台帳データに反映しなかった。

- また、その後、国保連から、台帳データと介護老人保健施設からの請求が整合しない旨の情報提供があったが、その際も、「加算Ⅱ」の算定するためには、改めて加算届が必要であると思い込み、介護老人保健施設からの請求が誤っていると国保連に回答した。
- 上記県の対応に基づき、国保連から県内の介護老人保健施設 10 か所の入所者の 2024 年 4 月サービス提供分に係る介護報酬が返戻となり、介護報酬が支払われない事態となった。

※リハビリテーションマネジメント計画書情報加算とは、
リハビリテーションの実施に当たり、サービスの質の向上を図るため、PDCAサイクルにより管理を行うもの。

5 返戻となった施設数、人数及び金額

- 返戻となった介護老人保健施設：10 か所
- 返戻となった人数：1 施設当たり平均 89 名
- 返戻額：総額 2 億 6,700 万円（推定）（1 施設当たり約 2,670 万円（推定））
（令和 5 年度介護事業経営実態調査に基づき、1 名当たりの返戻額を約 30 万円と推定）

6 返戻となった介護老人保健施設への対応

県の事務処理誤りにより返戻となった介護老人保健施設に対し謝罪するとともに、返戻となった 4 月サービス提供分について、5 月サービス提供分と合わせて 6 月 10 日までの月遅れでの請求が円滑に行えるよう、事務手続等を進めてまいります。

7 再発防止

今後の事務処理においては、県への加算届に基づく台帳データの入力、国保連から送信されるエラー情報の確認作業についてダブルチェックを行うとともに、担当職員だけでなく、組織として確認作業を行うことを徹底します。

また、今後、担当職員に対する事務処理方法の周知徹底により同様の誤りを起こさないため、事務処理上の課題や適切な対応等を洗い出した上で 6 月中に事務処理の手引きを作成し、今後の再発防止を図ってまいります。